

保険基金管理機関には、労働組合の代表者を承認せしめらるること

# 協約法定 団体交渉権実施促進ニ関スル件

主 文 本 部

産業の公正なる発達と労働者の正當なる権利保持のため、吾等は、企業家と労働者との間に団体協約を締結すべくこれが促進運動を全国的に開始せられたし

理 由

個人的労働契約が、企業家の労働採取を促し、幾多労働者の正當なる権利を蹂躪し不可避なる結果を促し其の半面多大なる無益極まる紛争を惹起して居る  
しかも企業家は、労働者を個々に切斷して其の採取を促し、優にせん事を、自己の権利であるかの如く推斷して居るが大なる誤りである、社会は漸次集合的契約に置き換へらるべきである

吾々は産業の國家統制の前提とし、且つは労働者階級の当然なる権利保持のために之が制定の運動を全国的に起す一方個々の企業家に対しても、団体協約の制定の必要

を理解せしめり運動を開始し更に、政府に対しては、団体協約法の制定を要求すべし、  
である

突に団体協約権の主張は、健全なる労働組合乃至、健全なる労働組合主義の発達のため  
の基盤にして、政府若し日本に於ける健全なる労働運動の発達、産業の開發と望むれば、  
団体協約法を公法として承認せよ、即時実施すべしである  
以上の理由により、吾々は団体協約権の實施及び団体協約法策の制定促進案を提出するものである

決 義

吾等は労働組合の団体交渉権を實施すべく団体協約法の制定協約権の實施の運動を開始す

団体協約締結案

- 一 何々會社従業員八原則トシテ日本労働組合總聯合加盟何々組合員タル事
- 二 何々會社、日本労働組合總聯合何々組合（又ハ何支部）ヲ公認シ団体交渉権ヲ認めル事
- 三 何々會社ハ其ノ作業方法並ニ一般福利増進ニ関シテハ當時同業界ノ經濟情勢ヲ考慮